

「令和2年7月豪雨」被害に対する
緊急提言

令和2年7月22日

自由民主党
令和2年豪雨災害対策本部

本年7月3日から九州を中心に記録的な大雨となり、更には西日本、東日本と広範囲にわたり各地で甚大な被害をもたらした。

今回は、豪雨被害が広範囲におよび未だかつてない事態となり、多くの住居等建物の浸水・倒壊、数多くの河川堤防の決壊、土砂崩れを引き起こし、農作物にも甚大な被害を及ぼした。

特に、九州地方では24時間雨量が7月の平均降水量の一か月分以上の記録的な大雨となり甚大な被害が発生し、全国で死者が70名を超え、今なお行方不明者を捜索中である。犠牲になられた方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げるとともに、人命救助を最優先し、救援を求めている多くの被災者に対して早急かつ万全な対応を全力で行う必要がある。

コロナ禍における初めての大規模な自然災害であることから「複合災害」としてさまざまな観点から対策を講じるにあたり、今般の豪雨による被災地の厳しい現状と当該地域の方々の切実なご意見等を踏まえ、下記の項目を政府に要望する。

記

- 今なお行方不明となっている方の一刻も早い捜索と発見を全力で行うこと。
- 今後、インフラ復旧や被災者の生活・生業の再建等に向け、多額の経費を要するため、災害復旧事業等の予算確保及び、被災自治体への特別交付税の増額配分を含む迅速かつ機動的、弾力的な財政支援措置を早急に講ずること。
- 被災地の生活・生業の一日も早い再建に向けた支援パッケージの策定については、国が率先してインフラ等をはじめとする被災地復旧にあたるとともに、被災地の声をしっかりと反映させた寄り添い型のものとする。その際、以下の取り組みを十分に反映させること。
- また、激甚化・頻発化する自然災害に備えるため、「防災・減災、国土強靱化」の取り組みについて、早期に実行できる事業については前倒しする等、迅速に実行するとともに、中長期的視点に立った対策についても検討・推進すること。

1、政策パッケージ策定に向けて

(1) 災害応急復旧

(河川の改修・道路等インフラの復旧)

- 被災地で、早期に被災者の不安を取り除き、元の生活を取り戻すため、河床の浚渫、堤防の強化等、抜本的な洪水、土砂災害対策を自治体等と連携し、早急にとりまとめ、速やかに実施すること。
- 過去にも被災のあった箇所で災害が繰り返し起きていることを鑑み、河川等の改修や道路等のインフラ復旧に際しては、原形復旧にとどまらず、改良復旧の活用等、再度災害の防止に努めるとともに、物流を維持するため、滞留した土砂により水深が浅くなった航路等の早期回復を図ること。
- 一日も早い復旧・復興を成すため、これまでの災害の経験を踏まえ、必要な人員の確保・充実を図った上で、柔軟かつ迅速に直轄権限代行による復旧工事を行うこと。また、甚大な被害を受けた市町村に代わる県による権限代行が迅速に実施できるよう、調査や手続き等について支援すること。

(災害復旧事業の迅速化)

- 復旧事業に早期着手できるよう、道路や河川、砂防施設、港湾、農地、林地等について速やかに災害査定を行うこと。
- 迅速なインフラ復旧に向け、人員の確保をはじめとする災害復旧事業体制を強化すること。その際、従来例にとられない革新的かつ低コストの工法・資器材の導入、それらに併せた手続きの簡略化を図ること。

(2) 災害救助

(避難所の確保・整備)

- 新型コロナウイルス感染症の避難所での拡大を防止するため、発熱などがあつたり、濃厚接触した可能性のある避難者向けの別室、トイレの確保など、公衆衛生の向上を徹底すること。
- 避難所としてホテルや旅館の活用を促すとともに、学校の体育館等の公共施設にとどまらず、たとえば、農協や漁協をはじめと

した地域の団体の建物を一時的に避難所として活用するなど、避難環境の整備を進めること。

- 避難所におけるパーテーションや段ボールベッドの設置、冷房設備の設置等、避難所の環境改善へ向けたプッシュ型の取り組みを更に充実させること。

(仮設住宅等の応急救助)

- 本格的に夏を迎えるにあたり、仮設住宅の建設については、建設数にこだわることなく、すべての被災者が入居できるよう、速やかに建設すること。

(3) 生活の再建

(廃棄物、土砂の処理)

- 町中に溢れる膨大な災害廃棄物や土砂の早期撤去、屋内の泥の早期排除のため、自衛隊と関係省庁で連携し、特段の措置を講じること。また、自治体が道路管理者として緊急的に行う災害廃棄物の撤去等の道路啓開を支援すること。
- 家屋の解体・撤去費用について、半壊の家屋等についても災害等廃棄物処理事業の対象とすること。その際、熊本地震と同等の財政措置により地方負担の最小化を図ること。

(住宅再建)

- コロナ禍において避難の長期化により、避難所でクラスターが発生する事態は避けなければならないため、可能な限り早期に被災者の住まいの確保・再建に向けて、被災者生活再建支援制度の拡充と迅速な対応等、被災者の生活再建に向けた支援のための所要の措置を講ずること。

(教育の早期復旧)

- 学校等施設・設備の早急な災害復旧や学校再開後の授業の円滑な実施のための教職員等の増員や ICT 環境の整備などについて特別な財政措置を講じること。また、被災した児童生徒の心のケア等に係る支援体制の充実を図ること。

(切れ目のない被災者支援（ボランティア等）)

- 豪雨・土砂災害では、泥かき等で多くの人手が必要とされる。コロナ禍において、自治体や社会福祉協議会が、被災者や地元住民等の意向等を踏まえボランティア募集範囲を柔軟に決められるよう、また、被災地で円滑にボランティアを受け入れられるよう、国はその環境整備への支援に努めること。
- ボランティアを受け入れることが困難な現状において、孤立集落では生活支援を十分に受けることができない。自治体や民間事業者、ボランティアが対応できるようになるまでの間、自衛隊が生活支援を行うこと。

(水道施設の早期復旧)

- 地域の生命線である水道施設の早期復旧及び基盤強化を図るための財政支援を講ずること。

(金融支援)

- 生活を維持することが難しい被災者に対し、新型コロナウイルス感染症対策と同様に金融支援を行うこと。

(4) 生業の再建

(中小・小規模事業者等の支援)

- 新型コロナウイルス感染症等により経営が悪化している中小企業・小規模事業者においては、経営持続のために資金繰り対策が実施されている。既に借入れを行っている事業者にとって、新たな借入れを行うことは、今後、事業を継続していくうえで大きな負担となる。地域経済を支える中小企業・小規模事業継続のため、グループ補助金や自治体連携型補助金等による、被害状況に応じた十分な支援を柔軟かつ幅広く適用するとともに、既に債務を負っていることを踏まえた、無利子無担保融資の資金使途の柔軟化等、十分かつ円滑な資金繰り支援を充実させること。特に資金余力のない中小・小規模事業者に対しては、グループ補助金等に係る事業者の負担の軽減を図ること。
- なお、グループ補助金については、対象となる施設を仮設施設の整備を含め、医療施設や社会福祉施設、JA 等協同組合関係施設等幅広く対象とし、また、被災企業等の手続きの負担を軽減する

ため、商工会議所や商工会等による申請サポートについても早急に検討すること。

(鉄道事業者の支援)

- かねてより経営が厳しい状況にある肥薩おれんじ鉄道やくま川鉄道のみならず、JRにあっても、新型コロナウイルス感染症により厳しい経営状況に陥っている。地域住民の通勤や通学等、生活の足であるとともに、観光面でも重要な役割を果たしており、早期復旧は不可欠である。廃線にすることなく、地域の足を守るためには、鉄道会社のみでの鉄道の復旧・再建は不可能である。このことを鑑み、特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業の活用等による早期の路線の復旧、代行バスの運行への補助等、必要な支援を行うこと。

(農林漁業者の支援)

- 大きな被害が出ている農作物や農地、農畜産業施設や機械等について、離農による地域空洞化に繋がることのないよう、早期の支援を講ずること。
- 人命や公共インフラ・施設や家屋等に甚大な被害をもたらした山腹崩壊山林について、災害関連緊急治山事業等治山対策を行うとともに中山間地域において、生活道路にもなっている林道の早期復旧の支援を強化すること。
- 大量かつ広域に亘る流木や災害廃棄物の回収・処理に全力をあげること。また、それらにより損傷を受けた漁港施設や漁船、養殖いけす等について、事業者が廃業とならないよう、早期の支援を講ずること。

(観光業への支援・「GoToトラベル事業」への対応)

- 被災地域向けの枠を確保する等、復旧状況に応じた実施を可能とするとともに、利用時期の分散を図るため、休暇の分散取得等を推進すること。

(医療機関等への支援)

- 新型コロナウイルス感染症への対応の中で、被災地においては、医療体制が崩壊することが懸念されている。「複合災害」として、感染症対策、災害医療対策双方の観点で支援を行っていくこと。

- 浸水被害を受けた医療機関について、東日本大震災時に医療従事者の派遣を行っていた被災者健康支援連絡協議会（被災協）等と連携し、医療体制の確保を図ること。
- グループ補助金をはじめとする各種制度を活用し、医療機関・福祉施設等の経営支援を図ること。
- 特別養護老人ホーム等について、従来ならば県外の施設から応援職員の派遣を受けることができるが、現在は新型コロナウイルス感染症の影響で応援職員の派遣ができず、マンパワー不足に陥っている。職員の確保が困難な施設に対し、法人間の連携や関係団体への協力要請などを通じて他施設からの応援職員の確保ができるようにすること。

(地域の雇用の維持)

- 新型コロナウイルス感染症により打撃を受けている地域経済において雇用を維持するため、雇用調整助成金について、新型コロナウイルス感染症対策と同等の措置を検討すること。その際、期間についても復旧・復興状況を十分に配慮すること。

2、激甚化・頻発化する自然災害への備え

(1) 激甚災害の指定のあり方

- 激甚災害について、十分な被災状況の調査・集計作業が終わらずとも、リモートカメラ等のIT技術やAIを十分に活用し、見込みで指定することができる等の制度を検討すること。

(2) 体制の強化・新たな技術の活用

- 同時に災害が起きた場合に、人命救助、インフラの応急復旧作業等に、どれくらい的人员、体制、装備が必要なのかということを早急に検証し、早期復旧、被害拡大防止のため、地方整備局やTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）、MAFF-SAT（農林水産省・サポート・アドバイsteam）等、防災・減災、国土強靱化の体制・機能の充実・強化を図ること。

- 固定電話回線への被害に加え、災害発生時には携帯電話も繋がらない状況に陥りやすい。また、停電により携帯電話基地局が機能不全に陥ることもある。その結果、被災地の状況把握が困難なものとなる。役場への非常電源設備の設置を図るとともに、災害用電話の設置や携帯電話事業者における通信容量の制限緩和、停電時の携帯電話基地局への優先的な電力供給などの備えをすること。
- 土砂災害による電気供給施設の被災等により、大規模かつ長期的な停電が多発している現状を踏まえ、復旧にあたっては地上機器の防水対策を講じた上で、無電柱化の推進や危険木伐採の推進等による災害に強く持続可能な電気供給体制の構築を検討すること。
- 道路や鉄道等のインフラが寸断し、集落が孤立している状況において、ドローンを輸送機器として活用した生活物資等の輸送が行えるよう環境を整備すること。

(3) 防災計画・ハザードマップ・避難確保計画等の確認・見直し等

- 自然災害が年々激甚化していることにより、災害のリスクを住民に伝えるハザードマップでは想定していなかった河川の氾濫や決壊、緩斜面の崩壊、内排水不可能地域等への浸水が増えていることで、被害が重度化している。気候変動に対応した新たな基準等を整備し、河川管理のあり方や防災計画、ハザードマップ等を見直すこと。
- 地域住民が確実に避難することができるよう、時間やタイミング等に配慮した警報等の発令方法を検討するとともに、レシーバー等の通信装備および通信の充実を図ること。
- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の「要配慮者利用施設」（老人ホーム等の社会福祉施設や学校、医療施設等）の避難確保計画の作成と避難訓練の実施を徹底させること。

(4) 新型コロナウイルス感染症に対応したガイドラインの作成等

- 県境をまたぐ移動について、ボランティアトラック、ビジネストラック、復旧復興トラック等、緊急度別に PCR 検査抗原抗体

調査のあり方、感度特異度のリテラシー等、ガイドラインを早急に確立すること。

- 大規模自然災害と感染症の拡大が同時に起こった際のワクチン・特效薬の接種順位についてガイドラインを早急に確立すること。
- アフター・コロナ時代の災害対応の柱となる公衆衛生インフラ整備関連施策について、組織、制度を一本化した上で、令和3年度以降、中長期の戦略のもとに、大幅な予算規模の拡大を図ること。

(5) 「防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策」の推進・検証等

- 氾濫・決壊した箇所が重要水防箇所であったことから、現在点検を行っている「防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策」について、早急に事業を進めること。
- 「何十年に1度」、「かつてない」といった自然災害が毎年のように起きている現状を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策」について検証を行い、日頃からどのような対策・整備が必要かを再検討し、速やかに対策を講じること。その際、対策が完了するまでの間の応急対応についても十分に検討すること。

(6) 「防災・減災、国土強靱化」の更なる推進

- 国民が安心して暮らせる地域をつくりあげていくためには、事前防災こそが本来の姿である。その実現のため、各水系の特性（川の相）を踏まえ、ダム等はもとより、遊水池整備やクリークの充実等を含め、流域の関係者が一丸となった、ハード・ソフト一体の中長期の治水計画を策定・実行すること。計画の策定に当たっては、事業の意図、目的、効果を分かりやすく示しながら国民とのリスクコミュニケーションを徹底すること。
- 気候変動によって災害のさらなる激甚化が予測されることから、治水計画をはじめとする各種計画を気候変動対応型の計画に抜本的に見直すこと。
- 最近の被害の発生状況を見ると、インフラ施設整備が気候変動の激甚化に比べて明らかに遅れている。事前防災を加速化するため、

令和 2 年度までに行った「防災・減災、国土強靱化 3 か年緊急対策」を含めた予算規模を前提に、令和 3 年度以降も内容の充実を図るとともに大幅な予算規模の拡大を図ること。なお、事業期間は 5 か年とし、中長期的かつ明確な見通しのもとに計画を立て、事業が執行できるようにすること。

以 上